

第5章 市川市営住宅審議会

(設置)

第59条 本市に地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市川市営住宅審議会を置く。

(任務)

第60条 審議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ調査審議するとともに、その実施について建議することができる。

- (1) 市営住宅の入居者の選考に関すること。
- (2) 市営住宅の家賃に関すること。
- (3) その他市営住宅の管理運営に関すること。

(委員)

第61条 審議会は、非常勤の委員11名で組織し、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 議会の推薦した議員 2名
- (2) 学識経験者 7名
- (3) 市営住宅入居者代表 2名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成13年条例1号〕

(会長及び副会長)

第62条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第63条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第64条 審議会の事務は、福祉部において処理する。

一部改正〔平成11年条例4号・16年1号・18年1号〕

(報酬及び費用弁償)

第65条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕